

商工会報

いなぎ

発行所 稲城市商工会

稲城市東長沼2112-1
稲城市地域振興プラザ2F
TEL 042(377)1696
FAX 042(377)3717
URL <http://www.pear.ne.jp/inagi-s/>
Eメール inagi-s@pear.ne.jp



新年のご挨拶

稲城市商工会会長

奈良部 義彦



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年末は、急遽の衆議院選挙により政権交代がなされ、今年には明るい兆しの見える年になることを期待しております。

さて、新年を迎え皆様にご挨拶の事をお伝えさせて頂きま
す。私は、年明けを迎えると
二年前の一月三日を思い出
します。地元行事の元旦祭に
始まり、二日は恒例となっ
ている地域の方々の新年会、
三日にやつとプライベート
ムとなる訳ですが、その時
にある言葉との出会いがあ
りました。それは『希望的
判断』という言葉で、昭和
一六年一月にラジオ放送
での講演の原稿です。講
演者は東大を卒業

後、国連事務局に就職し、外国の方々と接触する機会が多く日本人だけが使う言葉『希望的判断』を説いていました。本来、判断とは飽くまでも『正確』を期さなければなりません。筆者は、大東亜戦争は日本の一部の方達の希望的判断で始まったとしております。二年前の東日本大震災における原発事故も希望的判断で設計施工された施設のため、大規模災害を招きました。飲酒運転や犯罪事件も希

望的判断により実行され、防災の世界や私たち経営者も同様ではないでしょうか。

二つ目は、会長就任時に総

代会でお話をさせて頂いたのですが、組織の形を逆三角形にしたいと考えます。通常は誰もが正三角形をイメージすると思いますが、会長は最下点で役員理事は中間層、会員の皆様は最大上部に位置する体系です。会員の皆様のご意見、情報が下方にスムーズに流れ、回答を会員の皆様へ押し上げる力を持つ役員理事の組織を目指すからです。その手法としてメール等の活用を考えております。インターネ

ット環境が未整備の事業所は早急に整備をお願いし、この組織づくりを目指したいと考えています。

結びにあたり、今後商工会は、都・市からの補助を受けられるばかりではなく、安全安心地域づくりにも貢献して行かなければなりません。マグネチュード8.2の首都直下型地震が発生すると言われる今、帰宅困難者対策に向け商工会員による協力的体制作りを行うために、アンケート調査を実施させていただく予定です。会員の皆様のご理解ご協力をお願いし、新年のご挨拶とさせていただきます。

稲城市商工会役員

謹賀新年 本年もよろしくお願いいたします

会長	奈良部 義彦	(有)稲城防災設備
副会長	高橋 雅之	(株)タカハシミュージックプラザ テクノプレーンズ(株)
理事	池田 功夫	(有)箆屋 ヘアサロン アサコ
	遠藤 芳之	(有)福島屋 ファッションハウスピエロ
	加藤 林哲	(有)ビューティ・スワン
	小野 秀武	(有)川正治商店
	大谷 日出夫	(株)大谷商店
	大渡 橋政	(有)升屋酒店 産経新聞稲城専売所
	高関 川幸	セキカワ社会保険労務士事務所
	越智 成一	(有)オーチス 川辺農研産業(株)
	川山 亮平	(有)嘉山金型製作所 ほつま合同特許事務所
	貝塚 一徳	PRIMEPAGE
	洞桂 田忠	セントラル電子制御(株)
	伊原 政二	丸和精光(株)
	猪又 重雄	(有)猪又電気設計事務所 南進開発(株)
	石坂 健弘	(株)寿々木工務店
	鈴木 真克	(株)サトウ (株)濱島興業
	濱島 浩之	塚田設備(株)
	塚田 伸一	(株)吉田工務店
	吉井 伸一	石井左官工業
	石山 靖一	中山畳店
理事(青年部長)	中浅山 直三	へアサロン アサコ
理事(女性部長)	浅山 直三	(有)嘉山商會
監事	嘉山 直三	内山大賀堂



新春のご挨拶

稲城市長 高橋 勝浩



新年あけましておめでと
うございます。

稲城市商工会員の皆様におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。昨年は、東日本大震災からの復興や長引く経済不況からの脱却など、課題の多い一年でした。

一方、7月に開幕したロンドンオリンピックでの日本選手団の活躍は、多くの国民に希望と感動を届けてくれました。本年は、将来への飛躍の年となることを願うばかりでございます。

さて、市では、これまで

稲城市商工会との連携により、産業まつりや桜・梨の花まつりなど、様々な取組を行ってまいりました。昨年は、稲城のお土産推奨事業として「稲城の太鼓判」5品目を認証することができました。これは、本市の観光事業にとって、大きな成果と考えております。

そして、本年は、更なる観光振興及び、商工業、建設業振興を進めていくために、一層の連携を図ってまいりたいと考えておりますので、稲城市商工会長をはじめ役員、会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びにあたり、稲城市商工会並びに会員の皆様にとって、本年がより良い年となりますよう、ご祈念申し上げます。

中小企業金融円滑化法

中小企業金融円滑化法が平成25年3月で最終期限を迎えます。

事業所の資金繰りは大丈夫ですか？

まずは商工会にご相談下さい。

金融機関に対して借入金の返済方法の変更をしてもらったことがありますか？

または、近々金融機関に返済方法の変更を申し出る予定がありますか？

資金繰りや経営の見直しを ご検討の事業主様へ

借入金の返済方法変更と経営改善は一体のものです。

- 借入金の見直し
- 経営改善計画の策定
- 資金繰りについて
- 制度融資について

まずは商工会へご相談下さい。相談は無料。秘密厳守で対応いたします。

所得税制度が一部改正されました。ご注意ください。

●生命保険料控除の改組（24年分）

生命保険料控除は、24年1月1日以降契約された保険等（新契約）については、控除対象の保険種類が一般・個人年金・介護医療の3種類になり、控除上限額がそれぞれ4万円となります。それ以前に契約された保険等（旧契約）は従来どおりですが、控除額の上限は新・旧合算して12万円です。具体的な計算方法は以下のとおりです。

新契約

20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000 円
80,000 円超	一律40,000 円

旧契約

25,000 円以下	支払保険料等の全額
25,000 円超 50,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500 円
50,000 円超 100,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000 円
100,000 円超	一律50,000 円

生命保険料控除証明書には必ず「新契約」「旧契約」の別が記載されていますので、よくご確認の上控除額の計算をして下さい。

●復興特別所得税の創設（25年分）

25年分からは源泉税について「復興特別所得税」が課税され、税額表の金額が変更になっております。

25年1月分の給料に係る源泉事務には十分ご注意下さい。

確定申告は期限内に提出しましょー

所得税の確定申告は2月18日(月)～3月15日(金)まで
贈与税の確定申告は2月1日(金)～3月15日(金)まで
個人事業者の消費税申告納付期限は4月1日(月)までです。

お間違いないように！

● 記帳・決算・確定申告・消費税申告

相談会のお知らせ

稲城市商工会では、次のとおり相談会を開催します。相談は無料です。どうぞご利用下さい。会場は全て稲城市商工会会議室です。

● 税理士が担当する

相談会

● 2月25日(月)～3月1日(金)の毎日。

午前10時～午後4時 但し正午～午後1時まで休憩とします。

※ 2月28日はイータックス(電子申告)についての相談会も同時開催します。

オンラインでらくらく申告。あなたもイータックス(電子申告)を始めて

● 商工会職員が担当する

相談会

● 1月31日(木)～2月12日(火) 土・日・祝日を除く毎日。午後1時30分～午後4時

● 2月14日(木)～2月22日(金) 土・日を除く毎日。午前10時～午後4時 但し正午～午後1時まで休憩とします。

● 3月4日(月)～3月14日(水) 土・日を除く毎日。午前10時～午後4時 但し正午～午後1時まで休憩とします。

● 3月4日(月)～3月14日(水) 土・日を除く毎日。午前10時～午後4時 但し正午～午後1時まで休憩とします。

平成25年4月1日から、高齢雇安定法の一部が改正されます

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/

【改正のポイント】

1. 継続雇用制度対象者を限定できる仕組みの廃止
2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入
4. 高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

▶ お問い合わせ先
ハローワーク府中 雇用管理部門
☎ 042-336-8642 (ダイヤルイン)

みませんか？

相談会は給与所得者(サラリーマン)の方の相談は対象外とさせていただきます。悪しからずご了承下さい。

稲城市商工会では確定申告書等をお預かりして、日野税務署へ提出代行をいたします。どうぞご利用下さい。但し、商工会でのお預り日と日野税務署への提出日には若干のズレが生じます。ご了承下さい。

地域認証ブランド創出事業報告

稲城市に係わりのある商品5品を稲城の地域認証ブランド「稲城の太鼓判」として認証しました。稲城の産業振興や地域活性化を目的に、最初の認証となりました。応募された中から認証された商品は、①梨ケーキ【ケーキファクトリー ホイップ】②稲城の梨ワイン【稲城酒販組合】③稲城の梨シャーベット【手づくりアイスクリーム エル・シエロ】④稲城ダイヤモンド【パティスリー ハルキ】⑤ブルーベリー餅【御菓子司 三好】です。今後稲城の太鼓判として、PRしていきます。



①梨ケーキ ②稲城の梨ワイン ③稲城の梨シャーベット ④稲城ダイヤモンド ⑤ブルーベリー餅

稲城市商工会 新規開拓推進事業 補助金のご案内

稲城市商工会では、市内の

商品・サービスの販路拡大、新規需要開拓のため展示会・見本市に出展する場合または会社案内等を作成する場合にその経費の一部を補助いたします。ご利用についての詳細はお尋ね下さい。

①補助対象事業

次のいずれか。
・展示会等の出展

・カタログ等作成

②補助対象経費

展示会出展小間料・ブース備品レンタル料・パンフレット・冊子・PRビデオ・展示パネル作成費・運送委託費用・会社案内・製品カタログ・パンフレット作成費用。

③補助金額

・展示会等の出展の場合
右の補助対象経費の2分の1以内でかつ20万円を限度とします。

・カタログ等作成の場合

右の補助対象経費の2分の1以内でかつ10万円を限度とします。

各 部 会 等 報 告

商業部会

あきない活性化委員会事業の情報紙「稲城ふれあい」を6、9、12月に発行しました。商業関係の事業やイベント、各種制度など掲載して、事業者や市民に向けて役立つ情報を発信して、販売促進や地域振興に努めました。次回は、3月に発行を予定しています。

その他、今年度当部会では、商店街の視察研修を計画しています。詳しい内容が決まりましたらご案内しますので、ご参加ください。

工業部会

工業部会は、昨年4月の工業部会総会にて新役員が選出されました。今回の役員改選に伴い、新正副部会長の平均年齢は43歳と若返りました。若さと行動力で部会事業を推進していきます。

今年度の工業部会は、10月の産業まつり工業展にて「ものづくりコーナー」を実施。稲城市のキャラクターである、なしのすけを使った模型。魚型のカリンバを小学生を対象

に作成していただきました。11月には、産業大学講座の視察研修を実施。川崎市内の先進企業を訪問しました。その他、ゴルフコンペ等の懇親事業も実施いたしました。

また、8月を除いて毎月役員会と正副部会長会議を開催いたしました。今後は2月に産業大学講座のセミナーを開催する予定です。



産業大学講座視察研修

建設部会

平成24年度より新体制となった建設部会では今後の事業に向けての意見交換を活発に行なってきました。市民まつりでは住宅改修等補助金制度

や設備の紹介、住宅の相談に対応するほか、建設に関するアンケートも実施しました。集計したアンケート結果は今後の事業に役立てていきたいと思えます。また、今後は建設部会PRチラシの作成に取り組みます。様々なアイデアを集結して効果的なPRチラシを作成したいと思えます。



市民まつり出展

青年部

定期的に発行を続けている市内情報誌「いくな いなぎ」秋冬号では、市のキャラクターである『稲城なしのすけ』の特集を組むなど新しい試みに取り組みました。また、市民まつりでは「むすび、ソーセージ盛りやラムネの販売を併せて、八丈島の物産販売を実施することにより他市商

会青年部との交流もはかることができました。今後は「いくな いなぎ」春夏号の作成や婚活事業の運営に向けて部員一同頑張っていきたいと思えます。

女性部

本年度も女性部は各事業を精力的に行いました。4月には桜・梨の花まつりにおいておしるこの販売を行いました。まだまだ肌寒い中多くのお客さんにおいでいただきました。

7月の半ばにはビジネスマナーの講習会を行いました。普段何気なく行なっている動作も、ちょっととしたマナーへの気遣いで印象が随分と変わることを学びました。

9月半ばには国際経済に関



市民まつり出展



ビジネスマナー講習会

する講演会を開催。なかなか難しいテーマでしたが、講師の先生とのざっくばらんな意見交換で、ユーロ危機などの問題について知識を深めることができました。

10月は例年どおり、市民まつりに出店。こちらでもおしるこの販売を行い、好評を博しました。

11月には埼玉県防災学習センター、サイボクハムへ視察研修に行つて参りました。震災等の災害に備える防災意識を高め、また大勢のお客様を魅了する集客力について学びました。

女性部では今後も、女性部員をはじめ多くの方々との交流を深め、稲城市を明るく楽しく元気のいい街にしていくなために努力してまいります。

労働保険 事務組合制度のご案内

労働保険とは労災保険と雇用保険を総称したものです。事業主は農林水産事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていたら適用事業となり、保険成立手続きを行い、労働保険料を納付する義務が発生します。労働保険事務組合では保険成立手続きや保険料納付事務、管轄の職業安定所で手続きをする雇用保険被保険者の取得・喪失事

務などを事業主に代わり事務代行いたします。それにより労働保険に係る事務負担が軽減され、経営に専念する事ができます。

また、労働保険の手続きを適正に行なうことにより、雇用保険に係る助成金の活用や職業安定所での求人なども利用できます。貴社の労務面の改善につながります。是非本制度をご活用下さい。

労働保険事務組合への委託手続きは	商工会にて手続きをして下さい。
委託できる事業主は	常時使用する労働者が、(金融・保険・不動産・小売業・飲食店にあっては50人)(卸売業・サービス業にあっては100人)(その他の事業にあっては300人)以下の事業主(詳しくはお尋ね下さい) ※一人親方の場合には委託できません
委託できる事務の範囲	①保険料等の申告、納付に関する事務 ②保険関係の成立に関する手続き ③労災保険の特別加入に関する手続き ④雇用保険の事業所(主)及び被保険者に関する事務 ⑤その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出、報告等に関する手続き なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務を除きます。
事務委託による利点	①労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。 ②労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。 ③労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別に加入することができます。(要件あり)

◆◆◆日本政策金融公庫のマルケイ融資をご案内します(※1)◆◆◆

☆マルケイ融資の正式名称は「小規模事業者経営改善資金融資」といいます。

○商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方(※2)が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる融資制度です。(商工会が推薦、日本政策金融公庫の審査にて融資が決定されます)

- 資金使途………運転資金、設備資金(※3)
- 融 資 額………1,500万円以内
- 返済期間………運転資金7年以内(据置期間1年以内)、設備資金10年以内(据置期間2年以内)
- 利 率………年利1.75%(平成24年12月1日現在)利率は随時改正されます。
- 担保・保証人…不要です

(※1)日本政策金融公庫とは…2008年(平成20)10月に、株式会社日本政策金融公庫法に基づいて、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫および国際協力銀行(国際金融等業務)を統合することによって設立された特殊会社。

(※2)ここでいう小規模事業者とは、常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合5人以下)をいいます。

(※3)運転資金とは…仕入や手形の決済。従業員の人件費等に関わる資金をいいます。
設備資金とは…工場やお店の改装工事。営業用車両の購入。機械設備の購入に関わる資金をいいます。

○日本政策金融公庫の融資制度の特例をご案内します。

■設備資金の利率が2年間低減されます!!

日本政策金融公庫が取り扱う次の融資制度をご利用される場合。

- マルケイ融資
- 特別貸付
- 東日本大震災復興特別貸付
- 普通貸付
- 生活衛生貸付

上記の融資制度にて設備資金をご利用される場合、借入れ当初の2年間は所定の利率から0.5%が低減されます。

2年経過後は所定の利率となります。詳しくは商工会、または日本政策金融公庫へ。

上記融資の他にも各種公的融資制度があります。詳しくは商工会へ。

融資を受けるその前に…次の点をチェックしてみましょう。

- ①経営者として事業所の計数管理ができていますか?
「事務員や税理士にまかせっきり」「勤に頼っている」ではなく日頃から事業所の実態を計数的につかみ、相手に説明できるようにしましょう。
- ②借入金の使途を明確に!
何をするために資金がどのくらい必要なか。必要な資金をどこから調達するのか。きちんと計画をたてましょう。
借入れをすることによって事業にどのような効果があるのかを説明できるようにしましょう。
- ③返済計画をたててありますか?
完済までの計画表(資金繰り表)を作ってみましょう。返済計画を説明できるようにしましょう。

あなたの企業・店舗に専門家を無料で派遣します

「エキスパートバンク」制度のご案内

エキスパートバンク（経営・技術強化支援事業）制度は、経営・営業・生産・技術など多くの問題をかかえている小規模事業者等の皆さんの経営を支援する目的で行っている事業です。

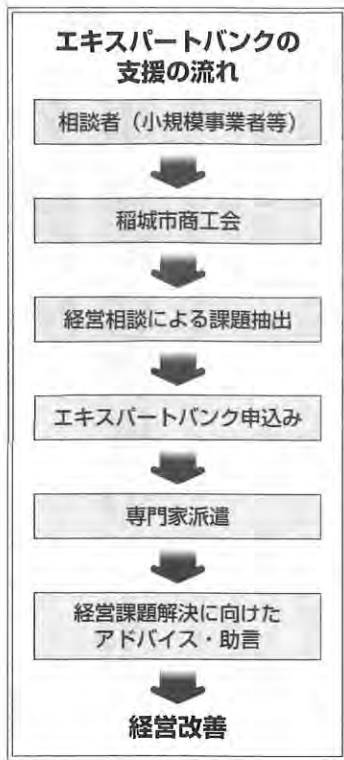
小規模事業者等のご要望に応じて、東京都商工会連合会に登録されたエキスパートを直接事業所に派遣し、専門家の立場で具体的かつ実践的な指導やアドバイスをしていただくことにより、その解決を図ろうとするものです。

〔相談の範囲〕

- 経営一般
 - 経営戦略、経営理念、中小企業問題、マーケティング、事業転換等
- 経営管理
 - 財務管理、事務管理、情報管理、労務管理、安全管理、教育訓練、販売管理、在庫管理、原価管理等
- 商業
 - 商店経営、商業施設、商業立地、店舗設計、店舗管理・商品開発等
- その他
 - コンピュータ、OA、FA、SA、

技術関係

- ネットワーク、広告、デザイン、イベント企画、商標意匠、特許等
- 管理技術
 - 生産管理、工程管理、品質管理、安全・衛生管理、物流システム、情報処理、自動化、省力化、ロボット、省エネルギー等
- 化学技術
 - 化学薬品、医薬品・染料・塗料・顔料・香料・ゴム・合成樹脂・油脂等
- 金属技術
 - 鉄鋼、非鉄金属、複合材料・鋳造・塑性加工（鍛造・熱処理・圧延・プレス）、溶接、表面処理等
- 機械技術
 - 機械工作（切削・研削・研磨等）、治具、工具、金型、内燃機関、空調、冷凍、熱機関、組立、測定、制御、改造、処理等
- 電気技術
 - 電子機器、電子部品、電子材料、電子回路、通信、計測、制御、光電波、音波、コンピューター等
- その他技術
 - 食品、繊維、紙器、印刷・製本、窯業、研磨材、新素材等



経営安定特別相談事業のご利用案内

- 仕事の受注量が減ってきた。不振の状態が長引きそうだ。
 - 取引先が倒産して経営に大きくひびいている。
 - 債権回収の法的手続きをとりたい。
 - 赤字が解消されない。思いきった改善策を考えたい。
 - 融資により経営不振を切りぬけたい。
- 経営安定特別相談室では中小企業の倒産を防止するための、あらゆるご相談に応じています。
- 相談の費用は無料です。商工会へどうぞ。

STEP 1 商工会へ相談申込み

STEP 2 相談内容の検討（東京都商工会連合会 経営安定特別相談室にて）

STEP 3 指導・助言

相談室では、商工調停士を中心に弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士等各分野の専門家により構成され、万全の体制で皆様のご相談に応じています。

独占禁止法 相談ネットワーク

取引先から下請代金を一方的に減額された！

事業者団体での情報交換がどんな場合に問題になるのか... 商工会では相談窓口で独占禁止法及び下請法に関するご相談を受け付け、公正取引委員会に取り次いでおります。是非、お気軽にご相談下さい。

【独占禁止法】

公正かつ自由な競争を守るため、私的独占、カルテル、談合を厳しく規制しています。また、取引上優越した地位にある事業者が取引相手に対して、一般的な商習慣に照らして不当に不利益を与える「優越的地位の濫用」をはじめ、不公正な取引方

法を禁止しています。

【下請法】

物品の製造・修理委託、情報成果物（プログラム、デザインなど）の作成委託、役務（各種サービス）の提供委託などの下請取引において、親事業者が下請事業者に対して優越的地位を濫用することを禁止しています。親事業者と下請事業者の定義は、資本金区分によって定められています。

深夜業について ご存じですか？

午後10時から翌朝5時までの労働は深夜業となります。使用者は原則として満18歳未満の年少者に深夜業をさせてはいけません。（労働基準法61条1項）原則というのは年少者でも満16歳以上の男性を交替で勤務させる場合は深夜業をさせることが出来ます。これに違反した場合は6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金（地域別最低賃金は平成24年10月1日から）

時間額850円に改正されました。

※都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。 ※一部の業種については別に定める特定（産業別）最低賃金が適用されます。

詳細は、東京労働局賃金課、電話03・3512・1614（直通）または最低賃金総合相談支援センター電話03・3544・6326まで

お問い合わせ下さい。

稲城生き生き商品券 換金期限のお知らせ

商品券取扱店の商品券換金期限が平成25年2月15日となっております。お手元に未換金の商品券が残っていないかご確認をお願いします。未換金の商品券がある場合は、必ず期日までに商工会窓口にて換金手続きを済ませて下さい。

商工会職員より一言

事務局長 高橋 誠

「商工会スタッフが経営等に関するご相談・ご提案をさせていただきます。いつでもお気軽にお声掛けください。」
〔担当内容〕事務局総括
課長 経営指導員 石坂 裕一
「事業の経営改善に商工会をご活用下さい。」
〔担当内容〕経営支援・工業部会業務係長 経営指導員 福島 茂
「販売促進、資金繰りなど経営のお悩みご相談ください。」
〔担当内容〕経営支援・地域ブランド事業・商業部会・市商連事業 経営指導員 平野 宗哲
「商工会からの郵送物を是非ご覧下さい。経営に役立つ情報が満載です。」
〔担当内容〕経営支援・労働保険・建設部会・青年部 業務支援員 西家 徹

「主に商工会の経理担当です。皆様のお役に立てるよう、努力していきます。」
〔担当内容〕商工会総務・経理 記帳相談員 高桑 康輔
「確定申告の時期が近づいて参りました。記帳や税務に関する疑問などはお気軽にお尋ね下さい。」
〔担当内容〕記帳相談・女性部 パート職員 堀 正（こみ袋配達）
佐田 朝代（各業務補助）